

第1回検討会における主な意見 (危険物規制に係る手続きの合理化)

消防庁危険物保安室

現状と課題

- 危険物施設の位置、構造又は設備を変更しようとするときは、**市町村長等の許可を受けなければならぬこと**とされている（消防法第11条第1項）。
- ただし、位置、構造又は設備の技術基準と関係が生じない工事等については、**変更の許可を要しない軽微な変更工事**と取り扱う旨の技術的助言（平成14年消防危第49号（以下「49号通知」という。））を示している。
- 49号通知に基づく軽微な変更工事については、**工事内容に基づいて運用されている**ところであり、**事業所の保安体制を考慮したものとなっていない**。
- DX技術等を活用した**高度な保安体制を構築した事業所**については、変更工事における**手続きの簡略化**が求められているところ。

〈49号通知（抜粋）〉

「…変更工事については、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないもの若しくは保安上の問題を生じさせないものであることが明白である場合又は保安上形式的には基準の内容と関係が生じるが、保安上の問題を生じさせないものであることが資料等の確認により判断できる場合には、当該変更工事を「軽微な変更」として変更許可を要しないものとすることができるものとする。」

令和7年度の検討について

- 以下の点について、制度化に向けた具体的な検討を行ってはどうか。
 - ① 高度な保安体制を構築した**事業所の評価方法**（要件整理含む）について
 - ・“高度なリスク管理体制”や“自律的・主体的な保安確保に係るマネジメント体制”的具体化
 - ② 高度な保安体制を構築した事業所が行う**“許可を要しない変更工事”的内容**について
 - ・許可を要しない変更工事の考え方の整理
 - ③ 新たな制度の**円滑な運用方法**について
 - ・事業所の評価に係る認定プロセスの整理

第1回検討会における主な意見

- 認定後の体制維持を確認する必要があることから、**一定期間での更新を求めるべきではないか。**
- **認定が複雑なプロセスにならないような制度にする必要があるのではないか。**
- **高圧ガス保安法の認定制度も参考**にし、当該制度による認定事業者については、重複する項目の審査を省略する等、**事業所と審査機関双方の認定手続きに係る負担も考慮すべきではないか。**
- **災害時の消防機関との連携**については**評価項目とすべきではないか。**
- トップのコミットメントなど説明責任が果たせる**マネジメント体制の構築や新たなテクノロジーの活用等の事業所の保安確保への取組みの姿勢の評価は必須ではないか。**
- 自治体が認定をする場合、**自治体への負担軽減や評価の不公平感をなくす**という観点から、**第三者機関による評価を活用する仕組みが必要ではないか。**